

広島県告示第二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
東広島中央クリニック	東広島中央クリニック 消化器内科・内視鏡内科	東広島市西条町御菌宇八五三七番地一	令和八年二月二日
前田医院	前田医院 東広島消化器内科・内視鏡内科	東広島市黒瀬町国近三三五番地一	令和八年二月二日